



長野労働局発表（29-38）
平成29年9月1日

担
当

長野労働局労働基準部
賃金室長 中川 賢一
室長補佐 大日方 康浩
TEL 026-223-0555
FAX 026-223-0591

長野県最低賃金を時間額795円に引き上げます

～発効日は平成29年10月1日です～

長野労働局長は、長野県最低賃金を25円引上げ、時間額795円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

1 長野県最低賃金の改正決定については、6月29日に長野労働局長（局長 石田 茂雄）が長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学経法学部教授）に諮問し、その後、長野県最低賃金専門部会を設置し、金額の審議等を行ってきました。

同審議会は審議の結果、8月4日、現行の時間額770円を25円引上げて795円に改正する（引上げ率3.25%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて長野労働局長は、答申内容の公示等所定の手続きを経て、長野県最低賃金を時間額795円とする決定を行い、本日（9月1日）、官報公示を行いました。これにより、効力発生日は平成29年10月1日となります。

2 最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等として、「最低賃金総合相談支援センターの設置・運営」、「業務改善助成金の支給」及び「業種別中小企業団体助成金の支給」を実施しております。